

令和3年第2回川西町 議会定例会会議録

令和3年6月15日 火曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 伊藤寿郎

出席議員（13名）

1番 井上晃一君	2番 遠藤明子君
3番 渡部秀一君	4番 寒河江司君
5番 吉村徹君	6番 島貫偕君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 淀秀夫君
11番 高橋輝行君	13番 伊藤寿郎君
14番 鈴木幸廣君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長 原田俊二君	副町長 山口俊昭君
教育長 小野庄士君	総務課長 大滝治則君
安全安心課長 後藤哲雄君	財政課長 坂野成昭君
まちづくり課長 針生富雄君	政策推進課長 遠藤準一君
住民課長 近祐子君	福祉介護課長 原田智和君
健康子育て課長 金子征美君	産業振興課長 井上憲也君
農地林務課長・農業委員会事務局長 内谷新悟君	地域整備課長 奥村正隆君
会計管理者・税務会計課長 有坂強志君	教育文化課長 安部博之君
農業委員会会長 大沼藤一君	監査委員 島貫憲明君

財 政 主 幹 中 山 宗 隆 君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒 形 信 彦

事務局長補佐 大 友 勝 治

主 査 高 橋 利 幸

議 事 日 程 (第 3 号)

令和3年6月15日 火曜日 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

1. 橋 本 欣 一 君

2. 高 橋 輝 行 君

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回川西町議会定例会第5日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会委員長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎一般質問

○議長 日程第1、第4日目に引き続き一般質問を行います。

本日は2名の方の一般質問を行います。

本日の発言順位により発言を許します。

第1順位の9番橋本欣一君は質問席にお着きください。

橋本欣一君。

第1順位、橋本欣一君。

(9番 橋本欣一君 登壇)

○9番 皆さんおはようございます。

初めの質問でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長宛てに通告のとおり質問いたします。

初めに、加齢性難聴の支援と聞こえのバリアフリーについてでございます。

難聴になると、家庭の中でも社会的にも孤立しやすく、会話の機会が減り、ひきこもりがちになります。

2017年の国際アルツハイマー病会議でランセット国際委員会が、認知症の約35%は予防可能な9つの要因により起こることが考えられる。その中では、難聴が最大のリスク因子であると発表しました。厚生労働省の新オレンジプランでも、難聴は危険因子の一つとされてい

ます。

高齢になったら聞き返すことが多くなった。広いところでの話合いに参加したくない。サークルの中でみんなの話が聞こえない。聞こえず、適当に相づちを打っていることがあるなど、切実な声が寄せられています。

65歳以上の2人に1人が難聴で、生活の質の低下につながるという実態や、難聴が認知症のリスクの要因であるという指摘がある中、こうした多くの高齢者の声を踏まえて、町長の高齢社会における聞こえのバリアフリーの重要性について、認識をお伺いします。

加齢性の難聴は、ゆっくりと進行するため、自覚しにくく、気づくのが遅れがちになります。ある耳鼻科医からは、補聴器は難聴が進行してからの使用ではなく、なるべく早く使用することが必要であるという助言もあります。

早期の補聴器使用につなげるためには、早期発見が必要です。そのため、聴覚検査が重要であり、健診メニューとして広がるよう要望いたします。

現状では、両耳聴力が70デシベル以上など、かなり重い難聴でなければ、障害認定による補聴器購入補助が受けられません。WHOは、聴力が中程度難聴の41デシベル以上の場合に補聴器の使用を推奨しています。

そこで、聴力低下が見られる方への早期からの補聴器使用の重要性について、町長の認識を伺います。

補聴器の普及を進める上での一番の課題は、補聴器の金額が高いことです。購入額が高いので、まだ聞こえる耳のほうは我慢して片耳のみに入れている、価格が高いので手が出しにくいなどの住民の声が寄せられています。特に、所得の低い人への経済的サポートが普及のためには必要です。

補聴器を使用してみようと思う動機になるものは、購入費補助制度が有効であります。町は現在、高度難聴者に対して、補聴器購入補助として、9割補助を行っています。中程度難聴者以上にも購入補助を広げて、認知症予防に努めるべきと思いますが、補聴器使用を進めるための支援の充実と補聴器購入費補助についての見解を伺います。

次に、町役場跡地利活用について質問いたします。

議会は3月定例会で、地域づくり拠点施設整備事業費を含む予算案を否決、後日、拠点整備事業費の部分を除いた予算案を可決いたしました。当初案否決の理由は、町民意見の反映がないということが大きな理由でありました。計画を再構築して、新プランが提案されるものと思います。

町長は、地方創生関係交付金を中心とした財源構成で整備する予定と表明しております。否決計画と同様の財源構成では、基本は前計画の地方創生交付金の条件を踏襲するしかないのではないかと思います。そこに住民意見を十分に反映する余地があるか疑問です。財源を地方創生交付金中心にしながらも、住民が必要とする機能を備えた複合施設化も視野に入れ、可能な補助金の利用は考えられないのでしょうか、町長の見解を伺います。

庁舎移転から1か月、旧庁舎周辺は、当然ながら閑散としており、夕方からは一層寂しいものになっています。周辺住民からは、加速度的に高齢化と過疎化が進む、手だてを早くという声が聞こえます。いち早い計画の再構築と事業化により、喪失感の希薄化とプランの期待感をつくるべきと思います。計画の再構築はどう進めるのか、スケジュールなど現時点での町長の考えを伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、加齢性難聴の支援と聞こえのバリアフリーについて、高齢化社会における聞こえのバリアフリーの重要性についてであります。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、我が国においては高齢化の進展に伴い、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には、65歳以上の高齢者人口は約3,600万人を超えるとされ、そのうち700万人、約5人に1人が認知症を発症すると見込まれ、認知症の方々が同じ社会で共に生きる共生と、認知症の発症を遅らせ、認知症となっても進行を緩やかにする予防対策が重要であると考えます。

国では、平成29年7月、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に続き、令和元年6月に認知症施策推進大綱を取りまとめ、その施策の中で、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発を推進すること、特に運動や難聴等の認知症の危険因子に対する予防介入研究を行うとされており、これら大綱に基づいた取組が進められております。

加齢による聴力の低下はコミュニケーションに影響を及ぼし、孤立感・孤独感へつながるほか、認知機能の低下を招くと考えられており、高齢者の聞こえの悪さを取り除いていくことは、高齢者が住み慣れた地域の中で、尊厳と希望を持って社会生活を継続していく上で重要であると認識しております。

次に、聴力低下者の早期発見と補聴器の早期使用についてであります。議員ご指摘のと

おり、加齢による身体機能の低下については、聴力に限らず、家庭や医療の場で早期発見に努めるとともに、身体機能の低下を防いでいく支援が必要であります。

現在、町で実施している健診メニューに聴覚検査は含まれておりませんが、教育委員会で聴力を検査するオーディオメーターを保有しておりますので、その活用策などを検討していきたいと思っております。

次に、補聴器購入費補助の拡大についてであります。本町において、聴覚障害により身体障害者手帳を有する方は、本年3月末現在で53名おり、そのうち、聴力レベル90デシベル未満の障害等級4級までの高度難聴とされる方が42名、同じく90デシベル以上の3級以上の重度難聴とされる方が11名となっております。

これら身体障害者手帳を所持する方々には、障害者の身体機能補完または代替し、障害者が日常生活を送る上で必要であるとして、障害者総合支援法に基づく申請により、町では補聴器購入等に係る補装具費の支給を行っております。

補聴器は、医師等による専門的な知識に基づく意見または診断により使用することが必要であるとする山形県身体障がい者更生相談所の判定の下、障害者ごとに身体への適合を図るよう個別に製作されたものであり、原則として聴力の高い片耳に装着するものとされております。

現在のところ、難聴の高齢者の補聴器購入に対し、山形県内において、自治体独自の補助を行っている市町村はありません。町としては、高齢者の聴力改善が日常生活におけるコミュニケーション能力向上や認知症発症の予防、あるいは認知症発症を遅らせるものと考えられますので、認知症施策推進大綱の中で示されている今後の国における調査結果や高齢者施策、全国的な動向など、支援について調査検討してまいりたいと考えております。

次に、町役場跡地利活用についての目的に応じた財源構成の在り方についてであります。本町議会3月定例会において、地域振興拠点施設整備計画について、計画の見直しが必要とのことから、令和3年度一般会計予算案は否決という厳しいご判断を議会からいただいたところでもあります。

町としては、この事実を真摯に受け止め、庁内に、本職をはじめとする副町長、教育長及び全管理職で構成する地域振興拠点施設整備推進委員会を5月24日に設置し、全庁体制の下、議会からいただいた課題及び計画内容の整備・再検証を行いながら、見直し作業を進めているところであり、本委員会の中で、本町にとって有利となる財源の検討を十分進めてまいります。

また、ご指摘いただいた住民意見の反映と複合化を視野に入れた財源構成との課題については、現在、旧庁舎跡地利活用調査特別委員会において、計画策定の経過や複合化への考え方等審査をいただいていることから、今後、同特別委員会からの審査結果を踏まえ、十分な検討精査を行い、町民の期待に応えられる計画にしていきたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

次に、跡地利活用の計画のスケジュールについてであります。庁舎移転に伴う町民の皆様の不安感や喪失感をいち早く払拭するためにも、川西町地域振興拠点施設整備基本計画に示している令和7年度での整備完了を変更することなく、事業を進めていきたいと考えており、旧庁舎跡地利活用調査特別委員会小委員会において、その旨を申し上げているところであります。

具体的なスケジュールについては、現在審査が進められている特別委員会の結果を踏まえ、全体工程の見直しなど、スケジュールの検討精査を行ってまいりたいと考えております。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 ありがとうございます。

初めに、加齢性難聴の問題でございますけれども、町長、私も聞こえのバリアフリーというのを初めて言葉を聞いて、いろんなバリアフリーという表現があるんですけども、聞こえのというのがついたということ、なるほどなと思ったわけなんですけれども、町内で聞こえのバリアフリーというか、よく聞き取れるような環境というのは、どうなんでしょうね、施設的には整っているんでしょうか、どうでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 この議会の中でもマイクを使用して、声を大きくしながら、全ての人に聞こえるように対処されているわけでありまして、また、スペースといいますか広さ、そこに参加する規模、そういったものによって、全ての人に声が行き届くような配慮はしていかなきゃいけないというふうに思っております。

具体的にバリアフリーをというふうに言われても、こういった機器を使って、できるだけメッセージが届くようにすることが、バリアフリーということになるのかなと考えております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 なかなかこれ、難しい問題なんだろうけれども、やっぱり私が考えるには、マイク

とスピーカーを使って、より多くの方に大きく明瞭に聞こえるような、機器を使うということなんでしょうけれども、いずれループ型のアンテナをつけながら、よく聞こえるような装置もあるというような、視察に行ったときにあったんですけども、そういったものも、徐々に聞こえやすいような体制というものも、身体の不自由な方とともに、耳も身体なんですけれども、聞こえのバリアフリーというのもぜひ目指していただきたいなと思うんですけども、具体的に何か、聞こえに対するバリアフリーの計画というのは、昨日質問して今日答えろみたいな話なんですけれども、担当としては何かありますか。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 バリアフリーにつきましては、難聴の問題でなく、様々な方のバリアフリーということで、気を遣っていかなきゃいけないというふうには思っておりますが、例えば会議をするに当たっても、目の見えない方、もしくは耳の遠い方は位置を前のほうに設定して、会議等に参加しやすくするというようなことが必要かと思いますが、具体的にどのようにするかというような計画については、まだできていない状況でございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 町のいろんな計画の中にも、ぜひ聞こえのバリアフリーというものを意識した形での計画づくりというものを進めてもらいたいと思います。

一般的に、公的にはそういった施策、機器の充実なんかも必要なんでしょうけれども、日常生活の中でやっぱり、よく聞こえなくて相づちを打っているということが多々、私なんかはあるんですけども、あと、何度も聞き返したりということもあるわけなんですけれども、自然とテレビの音が大きくなっているという、指摘されたということもあるわけなんですけれども、こういった方に対しては、やっぱり、いずれ聞こえないもんだから、意味不明になってしまって、それが認知症につながるということを、先ほど申し上げましたとおり指摘されておるわけで、現在は補装具として、重難度という方に補聴器の補助をしているということなんですけれども、重難度というのは、聞けば、ちょうど隣で車のクラクションが鳴っても聞こえづらいとか、聞こえないというような方を重難度というそうなんですけれども、そうってからでは遅いとか、やっぱり初期の段階でこれを発見するということが必要じゃないかなと思うので、ぜひ健診メニューに、学校のオージオメーターを使うことを検討するということなんですけれども、ぜひ必須条件として入れたらいかがでしょうかね、オージオメーターの検査というものを。どうですか。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 健診の中に難聴の健診を入れるということに関してでございますが、私どものほうでも、実際に健診となりますと、国保会計であったり、いろんなところの影響もございますし、実際にどのような形で入れるということに関しましても、庁内で検討する必要があるかと思っておりますので、検討といいますか、今後の検討課題ということで、させていただければなというふうに思っております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 それでは、教育委員会で保有しているオーディオメーターの使用を検討するということは、具体的にはどんなことを言っているのでしょうか。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 昨日ちょっと、オーディオメーターのほうを、自分でもちょっと確認をしてみたんですが、我々が一般的な健診で受けるように、音が出まして、それを聞こえるか聞こえないかみたいな形をするわけでございますが、持ち運びもしやすく、非常に、いろんな外にも持ち出しやすいというふうに感じたところでございました。

したがって、例えばでございますが、うちの介護のほうの事業であったり、もしくは百歳体操の中で、聞こえるかどうかの確認をしていくようなことは計画できるのかなというふうに考えております。

ただ、高齢者の方もいろいろ、やはりそういうところを嫌われる方とか、個人的な方でそういうのをする方もいらっしゃると思っておりますので、その辺については、いろいろ配慮をしながらお勧めをしていただくと、お勧めをしながら試していただくようなことができるのかなというふうに考えております。

また、この中で、ご本人の気づきであったり、それから、周りの方々への共通認識みたいなのが生まれれば、それはそれで、またいいことかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 健診項目に入れるのは、なかなかちょっと難しいような話ですので、課長おっしゃったような百歳体操や、いろんな高齢者の集まりの場なんかでも、オーディオメーターの活用ということをごひ考へていただひて、どうですかという、補聴器というか、そういうものもござひますというふうひに、お勧めするというか、早期にしたほうがいいですよというようひ指摘なんかも、指摘というか指導なんかもできれば、生活のクオリティーというか、質も高まるというか、維持できるんじゃないかなと思ひますので、ごひその辺もごひ願ひしたいと思ひ

ます。

やっぱり補聴器補助というのは、どうしても、聞けば、邪魔であるという方が相当いらっしゃるし、さらに、ピーピーと鳴って、ハウリングというか起こして、つい外してしまうという方、なかなか合わないという方がおるようで、補聴器自体の認識がちょっと違うのかなと思うんですけれども、きちんとした認定補聴器技能者という方が、それぞれのお店なり、お医者さんなりという方がおられるそうなので、そこでのフィッティングというか、自分の耳と機器のフィッティング、合わせながら、きちんとした形での指導というのもぜひお願いしたいなと思います。

補聴器自体は、私がちょっと調べた中では、平均17万5,000円ぐらいするというデータがあったようですけれども、高いものでは100万もするものがあるというようなことですが、一般的には20万から十五、六万というのが普通だというような形で、なかなかやっぱりこれが手が出しづらいという、ここに多少なりとも援助いただければ、既に、全国的にはまだまだ少ない範囲ですけれども、東京の千代田区では以前から2万5,000円の補助をし、さらには、最近ですけれども、5万円まで引き上げたというような情報もあるんですけれども、どうでしょうね、やっぱり補聴器を促すための一つの呼び水として、補助というか、考えていただけないでしょうかね。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 教育委員会にオージオメーターがあるということで、これは昨日、神村議員から、健康診断で受診が滞っていると、検査をしていないというところから、聴覚検査が入っていたもんですから、確認をして、10台教育委員会で保持していると。それをもう少し幅広く活用できないかということで検討いただきまして、高齢者の皆さんがお集まりになる機会とか、そういったイベントなどを通して、少し自覚をしてもらったり、また、聞こえづらいということになれば、専門の耳鼻科などを受診していただいて、誘導できればなというような考え方で、これからもう少し研究をさせていただきたいなと思います。

さらに、やはり我々からすれば、歯の治療などと同じように、補聴器などについても、聞こえにくくなったものについては、健康保険の適用がされるような形で誘導していただくような、しっかり聞こえを確保していただいて、日常生活が送れるような仕組みをつくっていくことが大事なのかなというふうに思っております。

先進的なところで、単独で補助をされているというお話もいただきましたけれども、まだまだ我々としては、そこまで至っておりませんので、今後、研究・検討させていただきたい

と考えております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 やっぱり、先ほど述べましたとおり、認知症につながるということ、認知症予防の一環として捉えながらも、補聴器の早期使用というものを勧めるというか、そういった形で補助すべきだと思いますので、ぜひ早期に実現するようにお願いしたいと思います。

続いては、町役場跡地利用でございますけれども、ちょっと質問が早過ぎたのかな、时期的に早過ぎたのかなというふうなことなんですけれども、答弁自体は、今、これから進めておるといってございまして、庁舎内で組織した施設整備推進委員会、5月24日設置ということでございまして、ここでは、例えば拠点施設整備計画、跡地利用をどういった形で進めるか、一から見直しをしていくのか、あるいは、既にある計画の基本的なものには押さえながらも、さらに町民の声を、要望を反映するような計画づくりをしていくのか。そのぐらいは、話し合いというか、されておられないんですかね。どういう状況なんですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 現状の内容については、遠藤政策推進課長から説明をさせますが、今まで3年間にわたりまして、整備の方向性であったり、また基本的な考え方、コンセプト、そういったものについては、外部、内部、十分時間をかけながら議論を重ねてまいりました。

提案した基本計画は、我々からすれば、これからの次のステップに進むべき方向性を示した計画というような考え方で、ご審議を賜ったわけではありますが、結果としてあのような形になりましたけれども、3月議会の議会で示されました内容などについて、もう一度原点に戻って、一つ一つ検証しながら、今後の進め方について再検証していきたいという考え方があります。今まで積み重ねたことを無にすることなく、前に進めていきたいという考え方があります。

遠藤政策推進課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 命によりまして、私のほうから、庁内の推進委員会の内容についてご説明を申し上げたいと思います。

組織的には、町長のほうの答弁にあったような中身でございます。今現在は、1回目の開会ということでございまして、まずは、議会から3月議会でいただいたご意見、課題について、まず共有をするという作業を進めてございます。

具体的には、これまで内部委員会、外部委員会というものを設置しながら、意見を出し、またご意見を賜りながら、積み重ねてきたということがございますので、その内容について、しっかり振り返りをし、検証するという作業でございます。これについては、同時に特別委員会の小委員会のほうでもそのような作業をされてございますので、同時、併せて進めさせていただいているということでございます。

ただ、ご意見の中には、単なる跡地の利用計画を超える、いわゆる中心市街地の活性化、にぎわいづくり、または、課題となっております小松地区内の公共施設の老朽化等々についてもご意見をいただいておりますので、全庁的な体制の中で、それぞれの課題の明確化を図りながら、しかも、その図った課題について、所管課を中心に、その方向づけなどについても併せ、議論と検討を進めていくというようなことで考えているところでございます。

いずれにしましても、議会の特別委員会での審査過程と歯車がきっちりと合うような形で、町民の皆さんの期待に応えられるような計画につくり上げていくというようなことで、作業を進めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 方向性は大体あるようなんですけれども、まだ、実質的には検討されていないということでございますので、先ほど言いましたように、質問が早かったのかなと思うんですけれども、どうも答弁を見ますと、議会側の特別委員会次第じゃないかというような受け取り方も一方ではできるわけで、議会側が結論を出さなければ、町としても検討できないというようなふうに捉えていいのか悪いのか、どうなんでしょう、町長。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議会のほうで調査特別委員会が設置され、そこで真剣に議論を進めていただいております。

我々からすれば、同じベクトルで物事を進めていきたいと、議会と歩調を合わせながら進めていきたいと。ある方向づけが示されれば、それを受けて、町の体制を整備していきたいというふうに考えておりますので、ある意味、今議会をはじめ、限られた時間ではありますけれども、調査特別委員会の具体的な、こういう方向性ということが示されれば、我々としてはありがたいなという思いでおるところであります。

先行してということではなくて、お互いにキャッチボールをしながら進められれば、ありがたいなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 橋本欣一君。

○9番 今、歯車を、ギアを合わせながらということの表現もございましたけれども、やっぱりこれ、町の施策というか方向性というのを、きちっとやっぱり定めて提案すべきだなと私は思うんですよ。既に3月議会では提案されたわけで、結果はそうなったわけなんですけれども、町長自身の考えをやっぱり、ぼんと出すべきじゃないかなと私は思います。

それと、さらに、議会とのキャッチボールというか、提案がなければなかなか進まないという、お互いに進めるというやり方もあるんでしょうけれども、行政側がやっぱり出すべきだなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 先ほども答弁させていただきましたけれども、3年という長い期間かかって、計画を取りまとめしながら、議会のほうに提案をさせていただいて、その結果を受けた形で、否決という判断をされたわけでありまして、その次の段階として、議会としても調査委員会が設置されたという、そういう重い判断を我々としては十分尊重しながら、今後の行くべき方向性というのをしっかり取らなきゃいけないというふうに思っております。

当然、議会とのやり取りでありますので、我々が持っている考え方などについても、意見交換の中で発言させていただくというふうに思っておりますので、何も待ちの構えということではなくて、お互いにいいものをつくるために議論をさせていただきたいと考えております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 話がなかなか、まだ行政側も議会側も、実は本議会で特別委員会のほうの全体会があるようなので、子細は私もまだ承知していませんけれども、そこの中でもいろいろ議論があると思います。

行政側とのかみ合わせを十分にしながら進めなければ、町長がおっしゃる利用したいような施設という、こういったものも出来上がらないんじゃないかなと、こう思いますので、ちょっと質問が早かったなというふうな気がするわけですがけれども、いずれこれも、私も議会側の特別委員会と検討もさせてもらいながら再質問させていただきますので、今日のところはぜひ進めていただきたい。

もう一点だけ、町長、積み上げたものを検討するという段階というか、これから入るんでしょうけれども、その結果というのは、せめて、どの辺で出るんでしょうかというか、それも議会側とのキャッチボールの中でという形になるわけでしょうか。どうなんでしょう。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 小松地区の皆さんには、跡地の活用について強い要請もいただいてまいりましたし、また、あのような状態で、灯がともらないといいますか、電気がつかないような形でずっと目の前にあるということについては、本当に申し訳ないなという思いがありまして、令和7年に全体が完成できるような計画で提案をさせていただきましたので、そのスケジュールについては、何とか対応できないだろうかという、そこは内部で、少しスタートは遅れますけれども、検討はさせていただいているところでありまして、そのような考えで、特別委員会のほうにも、ぜひ精力的なといいますか、議論を重ねていただきたいとお願いをしているところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 積み上げたものの精査、これぜひ、議会側と課題の共有化というものをさせていただきたいと思っておりますので、いずれまた質問させていただきますので、今日はこの一般質問で、この質問で終わらせてもらいます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長 橋本欣一君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時30分といたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時12分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

○議長 ここで、休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時04分)

○議長 第2順位の11番高橋輝行君は質問席にお着きください。

第2順位、高橋輝行君。

(11番 高橋輝行君 登壇)

○11番 議長に、3項目について通告を申し上げたところであります。

いつも申し上げているんですけれども、一般質問というのは、町長の基本的な姿勢をたずねということが明確に位置づけられておるわけでありまして、そのような立場から申し上げたいと思います。

ちなみに私は、議会会派があるわけですが、十四郷クラブ所属でございます。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

町長も長くなりますと、先ほど来ありましたとおり、答弁がなかなか、私の言葉から言わせれば、強気な発言といたしますか、それは聞きようでありますけれども、その辺はどうか丁寧にお願いを申し上げたいと。

一例でありますけれども、昨日、同じ十四郷クラブの淀 秀夫議員の質問に対して、通告されていないので答弁できないと。私も長く議員させていただいておりますけれども、歴代の町長、何人か数えればあるわけですが、一般質問で、まるっきり方向違いの質問で、通告以外であれば別ですけれども、関連する中で、通告されていないので答弁できないと言った町長は、私は初めてですね。

そういう中で、どうか私自身も、まるっきりの外れな場合は議長からの注意もあろうかと思っておりますけれども、その辺町長、よろしくお願いをするというより、そういう考え方でひとつ答弁をしていただきたいというふうに思います。

そこで、一つは、第三者委員会ということで、過日設置をし、報告書も頂いたわけでありまして、この壇上では特に固有名詞は挙げませんけれども、私は、ここの中で問題になったのは、長時間の労働、そして、パワハラの有無について問題になったわけですが、私は特に、労務管理について問題があったという、そういう報告の指摘だったと思います。

町民からすれば、安部君の問題になりますけれども、事件ですよ。これは全て解決したのかというお尋ねがあるわけでありまして、どうなのかということですよ。これが、1番目の第三者委員会についてという質問の通告の内容であります。答弁をいただきながら、再質問の中でお尋ねを申し上げることがあろうかと思っております。

それから、2番目は、先ほど議員からもありましたけれども、令和3年度の当初予算否決の内容でありますけれども、否決されたことについて、問題点あるいは責任という言葉があ

るとすれば、どのように原田町長は総括されておられるのか、これが2番目の質問であります。

聞きようでありますけれども、どうも、いつも厳しい表現で申し上げますけれども、評論家的な、何か、さらに申し上げれば、人ごとみたいな、さらに申し上げれば、何か、先ほどありましたけれども、3年間練りに練ってきたものを理解しない、議会側が、先ほどありましたよね。理解しない議会側が問題のような。そういうふうにも取れるような答弁だったのでないかと。私は、そこまでの内容は書きませんでしたけれども、問題点と責任について、当初予算の否決、これについて、どのように総括されているかというのが、2番目の質問であります。

3つ目になりますけれども、まちづくりの進め方についてという内容であります。

町民の町政に対する要望は様々であります。この要望・要求に応えることは、これは当然でありますけれども、不可欠であるわけでありまして。最近の行政需要は多様化し、複雑・高度化しているとも言われております。しかし、限られた財源の中で、行政サービスを実現しなければならないわけでありまして。それには、原田町長が常々申されておる、町民の理解を得ることが必要であり、大前提であります。

そこで、次のことについて、質問を申し上げたいと思います。

これらのまちづくりの進め方、方向づけをする場合に、様々な委員会があるわけでありまして。条例で定められた一つには、川西町振興審議会条例というものがございましたけれども、これは今廃止され、新しく生まれ変わったのかな。その経過内容についてお尋ねを申し上げます。

2番目には、常々名前が出てくる川西町まちづくり委員会の条例でありますけれども、ここに地方自治法の規定について、明確な位置づけの文言が、条例を見る限りには見当たらないわけでありまして、この内容についてお尋ね申し上げます。

それから、様々な町の方角づけを決める場合に、当然三役会議というものが、一般的に言われておるものがあるかと思っております。つまり、メンバーは町長、副町長などでありまして。これ、どのように機能しているのか。さらには経営会議、これも内容を見ますと、規定の中では最高意思決定機関だというふうに位置づけられておりますけれども、その内容についてお尋ねを申し上げます。

ほかにも様々な意見ございますけれども、最初の内容に戻りますけれども、まちづくりする場合の方角づけする場合に、どこでどんな手続を経て進められておられるのかなということが、非常に、私から見てです、原田町長の場合は、どうも明確な、いわゆる経過あるいはプロ

セス、そういうものが見えてこないで、この質問を通告いたしましたわけでありませう。

過日の議会の中でも、川西町の一番基本にあります総合計画、第5次になるわけですが、この中でも、2020年には人口が、国の試算では八千何百人、ざっと9,000人という推計を出しているのに、原田町長は、2020年1万2,000人、この数字を再検討しようとも思わない。実質的な国の試算に合わせたまちづくりの基本となる人口について、これを見直そうとも思わない。自分の考え方を押し通されているように見えてならないわけでありまして、そのようなことなどについても、今、前段申し上げた関係会議の中で、どのように積み上げられておるのかな、このことが質問の内容であります。

そのほか、行政管理委員会というようなものもあるようであります。

以上のような、条例委員会など様々な会議、どのように体系づけられているのか。十分に機能していないのでないか、このように感じられるわけでありまして、町民に分かりやすく、この際説明を求めるものであります。

通告に申し上げましたけれども、答弁はできるだけ短くというふうをお願いをしているわけですが、以下、不足の分は再質問の中で、原田町長の姿勢をただしたいと思ひます。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 高橋輝行議員のご質問にお答えいたします。

初めに、第三者委員会についてであります。川西町職員の自死に関する第三者調査委員会設置条例に基づき、令和2年2月18日から同年9月7日まで、第三者調査委員会を設置し、弁護士3名による調査を行っていただきました。

委員会の調査結果については、昨年9月8日の議員全員協議会でご報告をさせていただいており、自死に至ってしまった経過として、長時間労働及びそれを隠さなければならない状況が心理的負荷となり、これに財政チームに配属された重圧や自信の喪失、上司の異動、責任の加重などの事情も加わったことなどと調査結果が報告されました。

また、再発防止策として、職員の労働時間の適正な把握、時間外労働についての意識改革及び職務を遂行するための支援の3つの提言をいただいたところであります。

職員の労務管理については、従前よりその最適化に努めてまいりましたが、第三者調査委員会からの提言を受け、さらに進化させるべく、第2次経営改革プランに位置づけている働きやすい職場づくりについて、役場全体で意識をより向上させるとともに、職員の勤務環境改善と健康の維持増進の取組の強化を図っているところであります。

具体的には、管理職に対し、安全配慮の内容と義務が課せられていることの意識をこれまで以上に持たせ、履行を徹底すること、時間外勤務の事前命令の徹底や代休の完全取得を指示するとともに、主幹級職員には、グループ内のマネジメントの強化、特に職員間の融和を図ることや職員間の業務の平準化を図り、超過勤務に至らぬよう課内協力体制の構築を図ることを指示しており、結果として、昨年10月以降の時間外勤務については、一定の改善が図られております。

また、新庁舎移転に伴い、ＩＣカードを用いた勤怠管理システムを導入し、客観的データによる勤務時間の把握に努めるとともに、超過勤務者に対する産業医面談の勧奨、弁護士による外部相談窓口の通年設置などに取り組んでおります。

さらに、第２次経営改革プランによる業務効率向上や削減の取組に併せ、人事評価に伴う管理職と職員の面談の際に、職員個々の状況の把握に努め、課題がある場合は、その解決を図るよう努めております。

職員の自死という痛ましいことが今後二度と発生しないよう、職員の労務管理について、常に見直しと職員への意識づけを行い、勤務の最適化に努力してまいります。

なお、本件の現状についてであります。ご家族の意向を受け、町が地方公務員災害補償基金に対し、公務災害の認定手続を行っている最中であり、基金からの調査に対しては全面的に協力しているところであります。

次に、過日の３月定例会で、令和３年度町一般会計当初予算案が否決されたことについて、その問題点と責任をどのように総括されているかについてであります。まずもって、議員各位に対し、ご理解を得る努力が不十分であった結果だと受け止めており、その原因としては、一般会計予算案に対する反対討論で示されました川西町地域振興拠点施設整備計画への説明が不十分なため、ご理解に至らなかったものと受け止めております。

予算案否決の直後に、基本計画の策定にご協力いただいた検討委員会の皆さんには、計画策定への協力に対し謝意を伝えるとともに、否決の報告をいたしました。各委員からは、事業の中止、大幅な延期、内容の後退、予算の減額等への率直なご心配の声が寄せられました。

また、検討委員会では、ワークショップ形式で付随機能に対する様々な提案をいただき、基本計画に反映したところでありましたが、当該エリアの利活用が周辺地域の広がりへ期待が持てる計画にとのご意見があり、このような点が、今後の対応に生かす視点ではないかと考えております。

基本計画自体は、次のステップにつながる内容を考慮したものであり、一定の到達点としての役割は果たしていたと考えておりましたが、予算案の否決、議会特別委員会の設置という重大事態を受け止め、現基本計画の内容について、特別委員会で審査を受けている段階であり、その結果を受けた上で、さらに十分検討精査を行い、よりよい町民の期待に応えられるものにしていくことが、果たすべき責任と認識しております。

なお、当初予算案の否決という事態は、町民の暮らしに直結する町の予算を執行できない状況に陥ってしまうことでもあります。このことは、町民生活に重大な影響を及ぼしかねず、絶対に避けなければならない事態でありますので、今後このような事態を招かないよう、町と議会相互の連携をさらに図ってまいりたいと考えております。

次に、まちづくりの進め方について、川西町振興審議会条例を廃止した経過とその理由についてであります。川西町振興審議会条例は、昭和40年に川西町振興計画の策定、変更及びその他、その実施に関し必要な調査及び審議を行うことを目的に制定されました。

一方、平成16年6月には、町民と行政が連携しながら、町民主体の開かれた協働のまちづくりを推進するため、まちづくりにおける町民の権利と責務を定めた川西町まちづくり基本条例を議会の議決を得て制定し、その趣旨に基づき、より一層の町民の町政への参画を促進するため、川西町まちづくり委員会条例を併せて制定しております。

川西町まちづくり委員会条例においては、その所掌事務を川西町振興審議会条例が定める川西町振興計画に係る調査・審議以外に、町の政策・施策に対する評価・検証や提言にまで拡大しており、町民がまちづくりへ参画する機会の拡充を図ることとしております。

したがって、川西町まちづくり委員会条例については、川西町振興審議会条例に定められた内容を継承し、拡充したものであることから、川西町振興審議会条例については廃止したものであります。

次に、川西町まちづくり委員会条例には、なぜ地方自治法の規定に基づく文言がないのかについてであります。川西町まちづくり委員会条例で規定しているまちづくり委員会は、本町の総合計画の策定と重要な意思決定を行う際に意見を求める合議制の機関であります。

こうした機関は、法律または条例によって設置することができるとする地方自治法第138条の4第3項に基づき、議会の議決を得て制定し、運用しているものであり、当該委員会が川西町振興審議会条例を継承していること、また、委員会の設置が、法令により設置が義務づけられているものではありませんので、現在の条文の形態を取ったものであります。

次に、三役会議についてであります。現在のところ、三役会議に関する規定等は設けて

おりませんが、三役は町政運営をつかさどり、責任ある立場の者として、その時々的重要課題や町の方向性等を見定めなければならないときに、三役が随時集まり、協議を行い、お互いの意思疎通を図っております。

次に、経営会議（最高意思決定機関）についてであります。ご案内のとおり、経営会議は、川西町経営会議、課題調整会議及び主幹主査会議に関する規定で定めており、町の行政全体の基本方針及び重要な政策を審議する最高意思決定機関として位置づけております。

ご質問のかわにし未来ビジョン後期基本計画の策定に当たっては、川西町総合計画策定連絡協議会設置要綱に基づき、三役・管理職で構成する庁内組織を設置し、その下に、全課の幅広い年齢層の職員で構成された総合計画策定企画会議を設けて、検討してまいりました。

さらに、ご委嘱した総合計画アドバイザーの指導を受けながら、企画会議で取りまとめた素案については、総合計画策定連絡協議会で協議し、各課にフィードバックするとともに、まちづくり委員会や有識者会議等から意見を聴取し、連絡協議会で精査、内容を確認した後、町の最高意思決定機関である経営会議において成案として決定し、議会へ上程させていただいたところであります。

また、旧庁舎跡地利活用計画策定に当たっても、ご委嘱した川西町役場跡地利活用計画検討委員会の皆さんからご意見を頂戴しながら、協議を重ね、町内に組織した関係9課長で構成する川西町役場跡地利活用計画推進委員会で基本計画案を取りまとめてまいりました。

経営会議においては、当初、川西町役場跡地利活用計画としておりましたが、地域づくりの拠点整備である目的を明確にするため、川西町地域振興拠点施設整備基本計画と名称を改めるとともに、内容精査を行い、町の基本計画としての決定を得て、議会へ報告させていただいたところであります。

このほか、経営会議は、議会へ提案する議案審査、町民生活や職場環境の改善、各課が抱えている課題等についての検討や情報の共有などを図りながら、意思統一を図っていく場としての役割を持っているところであります。ほかに、新型コロナウイルス感染症対策本部等、各種災害対策本部の設置など、緊急的な事案について協議し、決定しております。

次に、行政管理改善委員会についてであります。ご質問にありましたとおり、行政管理改善委員会は、町の行政運営の管理の効率化及び合理化を図ることを目的として、それに必要な調査研究及び審議をさせるために置くこととなっております。委員会は、副町長を委員長とし、委員は職員の中から本職が任命して組織しており、これまでは毎年、委員会を設置し、本職から諮問した組織の在り方や行政運営方法、事務処理改善等に関することを調査研

究し、答申を受けてきたところであります。

ご質問の行政管理改善委員会が、どのように位置づけられているのかについては、本職が委員会の答申を受け、その答申内容を十分吟味し、次年度以降の組織改善や業務改善に反映させているところであり、行政運営の管理改善についての調査研究を深掘りするため、有用な機関であると認識しております。

次に、委員会条例などの会議がどのように体系づけられているのかについては、それぞれの条例の規定において設置の趣旨や目的が定められており、その規定に基づく組織の役割や機能を果たしているものと認識しております。

また、設置規定等で任意に設けた各種の組織等については、それぞれの行政課題における調査検討や計画づくりを行うためには、所管課が中心となりながらも、各課を横断し、複層的に取り組んでいくことが機能的であると判断し、設置しているものであります。

以上、高橋輝行議員のご質問の答えとさせていただきます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 まず最初に、第三者委員会のことですがけれども、スケジュール的には、通告申し上げましたとおり、いわゆる全ての解決のめどというものは、どんなことになるわけですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 第三者調査委員会の設置につきましては、ご遺族の方からの強い要請をいただきながら、本町として、弁護士3名の先生をお願いしながら、予断なく中立的な立場で調査をいただきまして、その結果を受け止めさせていただきました。

特に、パワハラ等があったんではないかということについては、ないといえますか、確証できなかったという報告もいただきましたし、自死に至った経過としては、先ほど答弁したように、長時間に及ぶ勤務があったんではないかというふうなことでありまして、その解決といえますか、それを繰り返さないために改善策を示されたわけでありまして、その内容について、今取り組んでいるところでございます。

ご遺族の方から公務災害の申請の手続を要請されておりますので、町から基金のほうに申請をさせていただいて、今、審査をいただいているという報告をもらっておるところであります。

○議長 高橋輝行君。

○11番 受け止め方の問題でありますけれども、私、通告している内容は、第三者委員会については、労務管理の部分。通告の内容は短く要点をまとめておりますけれども、労務管理

の部分についてどうだと。

今、町長言うとおりに、第三者委員会ではパワハラはなかったと。これは私も報告受けているわけで、私もそうだと思いますよ。私は、労務管理の部分についてどうだと、こういうふうに言っているわけで、なぜ町長は、聞いてもないことを広げてだな、繰り返し答弁する、ここが分からないんですよ。私は、労務管理の部分についてどうなのかと。

これは、今回のこの言葉の中には、コロナの関係あるでしょう。500万からかな、時間外の補正予算の増があります。こういうふうに突発的なものについての中で、職員の苦労なり対応なり、限られた財政の中でやっている労務管理、こういうことを言っているんですよ。パワハラはなかったなんて、そんなこと私、聞いていないわけで。そういうところをご指摘申し上げたいんですが、どうですか。聞いていないんですよ、私。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 労務管理について、2つあるというふうに思います。

自死に至った関係での労務管理という視点のお話かなというふうに思いますけれども、そこにつきましては、公務災害の認定の申請をさせていただきながら、判断を待っているところでございます、その中で、町としての責任というのが明記されるのかどうか、明確にされるのかどうかということで、審査を待っているところでございます。

さらには、改善する3点にわたる内容で指摘がございましたので、そのことについては、先ほど答弁したように、改善に向けて努力しているところであります。

○議長 高橋輝行君。

○11番 原田町長の問題は、こういうふうに何回も質問しているわけですがけれども、答弁の中で非常に言葉がいっぱいあって、今の問題も、自死に至った内容ということの中で、大別すれば2つだ3つだという、そんな問題でないと思うんですよ、やっぱり。これはご本人に聞かなければ分かりませんが。

そういうような事務的な区別で、職員管理、あるいはお仕事をされる、これではなかなか、あなたについていくには大変ですよ。ですから、労務管理の部分についてどうだという通告を申し上げていたわけでありまして、そのようなことの答弁をいただいたわけですがけれども、さらに改善も必要な部分が出てくれば、これは当然取り組んでいただきたいわけでありまして、繰り返しになりますが、いつ頃解決するんですか、全ての解決というのは。その見通しを、繰り返しになりますが、お尋ね申し上げたい。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 内部で今取り組んでいる改善活動については、今後とも継続して取り組んでまいります。また、遺族の方から出されました公務災害の補償の申出に基づきまして、町から公務災害補償基金のほうに書類等、全ての内容については提出しているところでありまして、その審査は本部のほうでされているということでありまして、その内容がいつ示されるかについては、まだ明らかになっていないところでもあります。

○議長 高橋輝行君。

○11番 報道の関係で、トヨタ自動車の、天下のトヨタのパワハラ問題について、過日報道ありましたよね。これ、1年半ぐらいで解決しているんですよ。ですから、今の町長の第三者委員会なんて、税金を使ってしなくても本当はいいわけなんですよ。ところが、あなたはずっと、第三者委員会の遺族の立場というふうに申されておりますけれども、そこに寄り添った対応しないから、こういうふう経過が出ているわけでしょう。

今度、この時点で聞きますと、第三者委員会、そして相手の組織、そこで労務補償、非常に、積極的に解決しようということがうかがえないから、いつ解決するんだと。見通しも分からないと。大体の見通しぐらいはお聞きになっていないんですか、お尋ね申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 公務災害補償基金への申請につきましては、県を通して本部のほうに申達されているということでありまして、県のほうの情報からすると、今後の見通しについては、まだ明確には示されないということでした。

○議長 高橋輝行君。

○11番 新庁舎、新庁舎ということで、原田町長は、新しい役場が建てば、町が全て改善になるような、それをずっと町民に説明をしてきた経過がございます。

竣工式に、ずっと今までご努力なされた方についてのご案内などについて、指摘をする人もおります。早めですよ、これ、基金の対応だというふうに、そこに責任を転嫁するような対応でなくて、いち早い全面解決、これをすべきだというふうに思うわけでありましてけれども、改めて聞きます。来年度明けとか再来年度かと、その見通し立たないんですか、お尋ね申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今のところですけども、補償基金のほうへ申請をさせていただいて、その内容が、どういう形で判断出るかというのをお待ちしているところでもありますので、いつまでというところまでは明確に示すことができないということをご理解いただきたいと思います。

○議長 高橋輝行君。

○11番 積極的に動いて解決しようという姿勢が全然見えない。非常に残念です。

全面解決早めにしていただくように、次回、同じ様な質問をしなくて済むような報告、そしてまた、町長、お尋ねすれば報告するという形でなくて、機会を捉えて議会に説明をする、こういう努力は必要だったんじゃないんですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 私としては、遺族の心情も察していくとするならば、ある程度方向性が固まって、議会のほうに報告させていただくということになるのかなというふうに考えてまいりました。そういう意味では、今日このような形で、昨年の秋以降、動きがあったということについて報告をさせていただきましたが、今後新たな展開があれば、議会のほうにはお知らせをさせていただきたいと思います。

○議長 高橋輝行君。

○11番 次の質問に移ります。

否決の関係ですけれども、先ほど前段、同僚議員からも質問ありましたけれども、さらに、説明が不十分だったので、3年間検討した内容を議会に理解してもらえなかったことが残念だという答弁だったように聞こえたわけなんですけれども、そういうことなんですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 3月議会で反対討論された内容を精査させていただきますと、町民の皆さんの意見、そういったものが十分反映されていなかったのではないかなという趣旨がありました。

検討委員会の中でも、外部の町民の皆さんの意見を踏まえた形で方向性を示し、さらには高校生や中学生との意見交換などもさせていただきまして、幅広く、またワークショップなどもさせていただいて、ご意見をいただくような機会もつくって、機能について議論を重ねてきた経過がございます。そういったところが十分伝わらなかったのではないかなという思いもしております、このような答弁とさせていただいたところであります。

○議長 高橋輝行君。

○11番 だから、大事な答弁書、長々とありますけれども、丁寧に説明いただいた答弁書だと思うんですけれども、それはそれで理解しないわけではないんですが、ポイントは、3月の当初予算を議会で否決した、これは十分、分かりやすく言えば、議員が理解しないんだと、それが非常に残念だということの答弁に受け取っていいのかと言っているんです。でしょう。説明が不十分だったと、議会の理解なかった。俺ら3年間も検討してきたんだぞ、こういう

内容なのかと、こういうふうに聞いているんですよ。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 何点か項目を挙げて反対討論をされましたので、その一つ一つについて、今、検証させていただきながら、不十分なところについては、補足また検討を重ねていかなきゃいけないということで、推進委員会の中で議論を重ねているところであります。

何も理解をいただかなかったからというか、説明不足というだけではなくて、不十分な点があったのではないかという検証もさせていただいているところであります。

○議長 高橋輝行君。

○11番 だから、特別委員会というものを設置しましたので、それ以上掘り下げた内容はここでお尋ねしませんけれども、当初予算の、一般質問では、百何十億という当初予算の否決、これは前代未聞ですよ、川西。

その内容は、この跡地の問題でしょう。ほかにもありますけれども、まず跡地の問題ですよ。それについて質問を通告しているのに、原田町長は、3年間の計画というものを十分理解していただけなかったのは残念だと。議会側で、議会の議員の理解しないのが問題だと、こういう答弁でないのかと言っているんですよ。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 答弁書の中で記述しておりますけれども、不十分な点、それはこういう形で、集約といたしますか、文言をまとめておりますけれども、そのほかにも反対理由いただきましたので、そのことについて、十分反省をしながら、検証させていただいているところでございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 別に町長、反省しろとか、そんなこと一言も私、言っていないのよ。どうも、何回も言っているけれども、私の言っていないことを、このテレビも入っているわけでしょう、様々。町民から見れば、「何だ輝行と、一般質問するたびに原田町長に対して、反省だの謝れと言っているんじゃないかと。」私はそんなこと一言も言っていないわけで、この3年間の跡地の否決した内容ですよ。そのポイントを、どうも答弁を聞けば聞くほど、何が問題だということを、原田町長は認識されていないように思うんです。そこが問題だと。

ですから、新たな計画出されるにしても、何が問題だか、いわゆる認識がかみ合わないわけですから、というふうに心配するんですよ。私の言っていること分かるかな、それだけお尋ね申し上げたいんですけれども。

繰り返しお尋ねしますよ。3年間練りに練った計画を理解していただけなかった。この計

画は万全なんだと、理解しないほうが悪いんだと言っているような答弁でしょうと言っているのよ。それはおかしいでしょう。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 これから特別委員会で、いろいろ議論をされていきますので、その方向をしっかりと見据えていかなきゃいけないと思いますけれども、私たちが庁舎の跡地の利活用の機能とか役割、また地域づくりに資するような施設というような考え方で方向を示してまいりました。

しかし、議員の皆さんからいただいたのは、それでは不十分だと。さらに小松地区全体をどう活性化するかとか、にぎわいづくりをどうするかとか、そういう視点のご意見をいただいたなというふうに思っておりますので、そういった点も加味しながら、不十分なところは十分精査をしていかなきゃいけないという考え方でございますので、原案を基本計画、今原案を持ってきたわけでありましたが、それそのものを、それだけでとどまることなく、見直し作業をしていかなきゃいけないと考えております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 新聞報道にもありますとおり、町民の声反映されず反発という、議会の議員の勝手な主観で反対をしたわけでないわけでありまして、町民の声、ここの部分です。それが非常に原田町長の場合は、お話はいいんですけれども、本当に町民の声を聞いているのかという方いっぱいいますよ、最近。私は以前から、そういうふうに思っておったんですけれども。

そこを指摘し、何が問題だかというものをもう一回、十分内部で検証しながら、次の段階に進んでいくべきだというふうにご指摘を申し上げたいと思います。

次に、特別委員会で審査ということでもありますけれども、これも、不穏当な発言になりますけれども、特別委員会で審査いただいておりますと、議会側でと、でしょう。これも議会側ですよ。しかし、それが延々と長引けば、町民の生活に大きな影響を及ぼすよと。これ脅しでしょう。議長、これ不穏当な発言かな。だとすれば、訂正もやぶさかではありませんけれども。

議会側でも検討されているようだ。向こうはこういうスケジュールなもんだから、過疎債を利用しながら、中身には入りませんが、こういうスケジュールなんだというようなことも、ひとつご理解いただきたいということくらいなら分かりますけれども、延々と議会で、特別委員会で審査が長引くことは、これは町民の生活に大きな影響を及ぼすという、これは2つのことを言っているわけですよ。そういう答弁でなく、考え方でなく、私は改めるべきだと思いますけれども、どうですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 後段に掲げられている内容につきましては、当初予算が否決されたという、このことについて大変重く受け止めておりまして、4月以降、予算執行ができないということになれば、町民生活に大きな影響を与えてしまうと、そういうことに至ってしまったことについて、十分、議会のほうと内容がかみ合わなかったといいますか、精査されなかったということについて、こここそ避けなきゃならないことを、否決という結果が出たと。そのことについて重い責任を感じているというくだりでございまして、これから審議いただきます跡地利活用のことだけじゃなくて、当初予算全体が否決されたということの重みについて、我々としてはしっかり受け止めているところでございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 責任という言葉が申されましたけれども、前代未聞の当初予算、百何十億の予算の否決、この責任はどういうふうにお取りになったんですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 否決を受けまして、内容を精査させていただきまして、3月30日に改めて当初予算案を上程させていただいて、議決をいただいた。それで、新年度執行できたということでありまして、議決をいただくために、内部で十分精査させていただいて、議会に提案させていただいたものであります。

○議長 間もなく正午になりますが、引き続き会議を進めてまいります。

高橋輝行君。

○11番 町長が、当初予算を否決されたことについての責任とおっしゃったから、どういう責任を取られたのかと。いわゆる白紙に戻して、そして再提案したことが責任の取り方と、こういうことですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 そのとおりでございます。そのとおりです。

○議長 高橋輝行君。

○11番 そういうものを、私、政治家でしょう。選挙で勝って、あなたも私もですけども。その方が責任と言ったときに、8,000万の、この場合ですよ、内容を落として、数字を書き換えて再提出したと。それが責任の取り方と、そういう責任なんですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 当初予算案を修正するということは、本当に重い判断でありますので、町民生活を守

るという観点で判断し、提案させていただいたことであります。

○議長 高橋輝行君。

○11番 だから、責任の問題を言っているんですよ。私は、何しろと言っているんでないよ。原田町長が責任、通告は責任と書いておりますけれども、私は、そういうことであれば、責任ということでなくて、質問は責任であっても、私はこういうことで努力したんだと、ご理解いただきたいと、こういう答弁のほうが分かりやすいんでないですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 一般質問の通告に責任ということが入っておりますので、責任を果たすという意味では、当初予算案を修正しながら、町民生活に直結する予算案について、審議、ご可決をいただいたところであります。

○議長 高橋輝行君。

○11番 責任という言葉の使い方、非常に私と原田町長はギャップがありますよね。私は、首長、トップが責任と言うのは辞めるときですよ、その職を辞するとき。そういうふうに思います。

そう軽々しく、通告は責任と言いましたよ。私はそういう立場で通告したんですけれども、今、原田さん、通告が責任とあったから、私も責任なんだと。ところが、その責任は何だと。私は責任というものは、首長、選挙で公選で選ばれた者、その責任というのは辞めるときだというふうに考えておるわけですが、原田町長の場合は、8,000万の金額落として、その数字を直して再提出した、それで責任なんだと。かなり考え方の違いがあるわけでありまして、次回また何かの機会にご指摘申し上げたいと思う。

3つ目のまちづくり委員会ですけれども、まちづくりの進め方ですけれども、私は条例に、地方自治法第何条と先ほどありましたけれども、こういうものを明確にうたったほうがいいんでないかと。義務でないので、その文言は書かなかったと、こういうことですけれども、簡単に、時間も押しておりますからね。私は明確に書くべきだったのでないかというふうに思うんですが、どうですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 答弁にも入れましたけれども、振興審議会条例を引き継ぐ形で、まちづくり委員会を設置したということもありまして、内容を踏襲して、さらに、まちづくり基本条例に基づいて、町民の皆さんの参画を拡大したという、そういうことで引き継ぐという意味で、条例に地方自治法の文言は入れておりませんが、ご指摘いただいた内容については十分踏ま

えて、今後精査させていただきたいと思います。

○議長 高橋輝行君。

○11番 過日の議会でも、町の総合計画などについても、上位法では議会の議決は必要でない、しかし、本町の場合は議会の議決、こういう経過も踏まえれば、今町長があった、義務ではないけれどもというふうに申されましたけれども、私は明確に、地方自治法何条というものの位置づけがあるわけでありますから、そういう文言は大事にしながら、そこに分かりやすく明記をして、規定なり条例というものは整備すべきものというふうに思いますけれども、どうですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 高橋議員から、より明確な形で条例を設定したほうがいいのではないかというご提案でありますので、十分踏まえて検討させていただきたいと思います。

○議長 高橋輝行君。

○11番 何回か様々な約束しましたけれども、よろしく、これはお願いしますという言葉になりますけれども、頼みますよ。言葉はいいんですけども、私も約束は全ては守れないけれども、ひとつ、これは議長、この議会壇上で申されたことについては忘れないで。

そしてまた、担当課がおるわけなので、その辺も、徹底してその辺は、分かりやすい、そういう規定、条例づくりを望むものであります。

ここで、まちづくり委員会というものが非常に大きなウエートを占めているわけで、この委員長が請負業者の社長というのはいただけませんけれども、何回か申し上げておるわけですが、どうですか、簡単に。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 まちづくり基本条例の中にも、町民参画の中に、町民の方、また事業者の方の協力と、幅広く委員を募っておりますので、その中で事業者さんが、事業をされている方が今、委員長を務められているということでありまして、特段そこに、町としての何かがあるわけではございませんので、第三者的な形で精力的に委員会をまとめていただいておりますので、私としては、ありがたいなと思っているところであります。

○議長 高橋輝行君。

○11番 町長はありがたいかもしれないけれども、これは第三者的に見た場合、私は好ましい形ではないと思います。改善すべきだと思いますよ。

請負業者の社長が、まちづくりのトップとの話の中でとなれば、これは以下、職員関係に

も大きな影響を、陰に陽にありますよ、これ。改善すべき問題であります。何回も申し上げておるわけで。

最後にちょっと余談になりますけれども、現在は、多様性を認め合ったまちづくりを進めることが重要と言われております。互いの意見を尊重し、多様性を認め合うことで、住みよいまちづくりが実現されると言われ、そのために様々な委員会や検討の機会が設けられております。これらの組織を有効に活用し、一部の権力者の考えだけに頼ることなく執行すべきだと。これを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○議長 高橋輝行君の一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長 これをもって、本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 零時 07分)